



桜が華やかに咲き誇ると、心も華やいできますね。入園・入学・入社を控えた方々の幸多かれと願うのに最も適切な季節です。合理的には、9月入学が謳われていますが、心情的にはやはり4月ですね。

コロナ騒動も政府は5月8日からインフルエンザと同じ5類相当の感染症にしてマスク規制も自粛もなく、外来医療費は原則自己負担になります。しかし、新型コロナウイルス自体の感染性や危険性は相変わらず残っており、単に政府は財政支出を抑えるために国民の命を犠牲にしているのではないかとも思われます。医療機関にしても、感染対策や設備が十分でないのに治療を義務付けられて困るところもあるでしょう。解除になり、それで収まっていくかどうか不安なところ。また、高齢者や病者などを含めた免疫力の弱い方々の感染による危険性は、感染が容易になることもあって決して油断できないものです。

私の教会では2月、3月と葬儀が続きました。高齢者の死が非常に多いので、火葬するのに8日間も待ちました。コロナだけが直接の原因ではないにせよ、外出や面会が禁じられ、施設に入所して家族とも会えなかった方々は、いかに苦しんだことだろうと思わされます。

今回は、健康保険についてまとめてみました。高齢者は医療に関わることも多いのに、その負担は増える一方です。その反動で食費やお小遣いを減らしたり、旅行や娯楽に関わる経費を減らしたりすることが多くなっているようです。海外療養費については、私もよく知りませんでした。節約しながら活発に自分の趣味を楽しんでいる方がいる一方、散歩とテレビだけが楽しみという方もいるようです。他方、スマホの使い方を身につけた方々の活気には驚かされます。

私たちのお金の使い方も歳と共に変わってきました。子どもにお金が掛からなくなり、海外旅行も行かなくなり、服やおしゃれも気にならなくなってきました。美味しい物は食べたいのですが、わざわざ食へに行くのも億劫になってきて、ネットで購入するようになってきました。健康を維持することにあまり気を遣わなかったのが、最近はかなり注意してサプリメントや食品を買うようになりました。気を抜くと、すぐにどこか身体に支障が来るようになり、体組成計の数値を記録して改善を心掛けています。夫婦でお茶を飲んだり、散歩したり、花を植えたり、そんなことが毎日の喜びでもあります。夫婦仲良きは健康の絶対条件です。事務長 柏崎久雄

感染症で受診される方へ

発熱やくしゃみ・咳症状のある方、水ぼうそう等伝染性疾患の子どもの方は、入口、待合室・診察室、会計の流れが異なります。また、トイレ後のハンドソープによる手洗いにご協力ください。

★ 入口

正面入口横の中央通路のインターホンを押してください。

★ 待合室・診察室

2階の、第二待合室です。

★ 会計

疾患によっては、廊下会計となる場合があります。

ヨーゼフのキャンペーン

ファイバー、TRC1000、ピオーラシム、オリーブ葉エキス
ペプタブ

5月1日(月)までです。

聖書を読む会 4/18(火)13:40~

- * 新型コロナウイルスの感染対策が緩和されましたが、これまで同様、院内に入る前にマスクを付け、入り口に置いてあるアルコール消毒薬で手を十分に殺菌してください。周りの人にご配慮ください。トイレは待合室毎に指定の所をご利用ください。
- * 発熱外来と新型コロナウイルス検査は14時から15時10分まで、電話予約が必要です。来院時は裏のインターホンでお知らせください。コロナ検査だけの方は一階奥に設けた特別検査室で行います。通常診察は、この時間も並行しておこないます。
- * 予約診療を来院による普通診療と並行して受け付けています。ウエブ問診もおこなっています。受診時に記入する問診票を事前入力できます。
- * マイナンバーカードでの受付を開始しました。従来通りの保険証での受付も可能です。
- * 病児保育は、他院で受診しても、当院院長の診察を必須条件として利用していただけます。新型コロナウイルスに感染している場合には利用することはできません。

< 健康保険の詳細 >

1. 健康保険の適用

健康保険の被保険者や被扶養者が業務外の事由により病気やケガをしたときは、保険医療機関（病院・診療所）に保険証（70歳以上の方は高齢受給者証も合わせて提出して下さい）を提出し、一部負担金を支払うことで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。また、医師の処方せんを受けた場合は、保険薬局で薬剤の調剤をしてもらうことができます。

業務上の原因による病気やケガ、通勤途上に被った災害などが原因の病気やケガについては、健康保険給付は行われず、原則として労災保険の適用となります。

日常生活に何ら支障がないのに受ける診療（美容整形、近視の手術、研究中の先端医療、予防注射、健康診断や人間ドックなど）に健康保険は使えません。妊娠も病気とはみなされないため、正常な状態での妊娠・出産は健康保険の適用から除外されています。また、健康保険の目的からはずれるような病気やケガをしたときは給付が制限されることがあります。

〔一部負担金〕

原則、70歳未満の人は医療費の3割が自己負担です。75歳以上の人は1割または2割負担ですが、現役並み所得者は3割負担です。2014年4月以降に70歳になる人からは2割負担で、現役並み所得者は3割負担です。義務教育就学前の子供は2割負担です。現役並み所得者とは、年収約370万円以上です。

〔健康保険給付が制限される場合〕

- 犯罪行為や故意に事故（病気・ケガ・死亡など）を起こしたとき
- ケンカ、酒酔いなどで病気やケガをしたとき
- 正当な理由もないのに医師（病院）の指示に従わなかったとき
- 詐欺、その他不正に保険給付を受けたり、受けようとしたとき
- 保険者の指示する質問や診断を拒んだとき
- 少年院や刑事施設などにいるとき

2. 医療費が高額な時、高額になりそうな時

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、後から申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。「高額療養費制度」とは、同一の月に掛かった医療費の自己負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後で払い戻される制度です。マイナ受付できる医療機関では、事前の申請をせずに窓口での申告により手続き可能となりました。

70歳未満の方の区分

| 所得区分 | 自己負担限度額 | > 多数該当（※2） |
|--|-------------------------------|------------|
| ① 区分ア （標準報酬月額83万円以上の方） （報酬月額81万円以上の方） | 252,600円+（総医療費※1-842,000円）×1% | 140,100円 |
| ② 区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方） （報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方） | 167,400円+（総医療費※1-558,000円）×1% | 93,000円 |
| ③ 区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方） （報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方） | 80,100円+（総医療費※1-267,000円）×1% | 44,400円 |
| ④ 区分エ （標準報酬月額26万円以下の方） （報酬月額27万円未満の方） | 57,600円 | 44,400円 |
| ⑤ 区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等） | 35,400円 | 24,600円 |

※ ※1総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※ ※2療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

注）「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

70歳以上75歳未満の方の区分

| 被保険者の所得区分 | | 自己負担限度額 | |
|------------------------|--|--|---------------------------|
| | | 外来（個人ごと） | 外来・入院（世帯） |
| ① 現役並み所得者 | 現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方) | 252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% [多数該当：140,100円] | |
| | 現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方) | 167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% [多数該当：93,000円] | |
| | 現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方) | 80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% [多数該当：44,400円] | |
| ② 一般所得者 (①および③以外の方) | | 18,000円 (年間上限14.4万円) | 57,600円 [多数該当：44,400円] |
| ③ 低所得者 | Ⅱ (※3) | | 24,600円 |
| | Ⅰ (※4) | 8,000円 | 15,000円 |

※ ※3被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※ ※4被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

※ 自己負担額は世帯で合算できます。ただし、70歳未満の方の合算できる自己負担額は21,000円以上のものに限られます。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。「**限度額適用認定証**」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※ 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は高額療養費の申請が必要となることがあります。

※ 保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

2018年8月診療分から、70歳以上の方のうち、所得区分が現役並みⅠ、現役並みⅡの方は健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証の3点を医療機関窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなりました。所得区分が一般、現役並みⅢの方は、健康保険証、高齢受給者証を医療機関窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。（所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。）

3. 病気や怪我で会社を休んだ時（傷病手当金）

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。傷病手当金は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

(1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること

健康保険給付として受ける療養に限らず、自費で診療を受けた場合でも、仕事に就くことができないことについての証明があるときは支給対象となります。また、自宅療養の期間についても支給対象となります。ただし、業務上・通勤災害によるもの（労災保険の給付対象）や病気と見なされないもの（美容整形など）は支給対象外です。

(2) 仕事に就くことができないこと

仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。

(3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて仕事に就くことができない状態となった場合には、その日を待期の初日として起算されます。

(4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

業務外の事由による病気やケガで休業している期間について生活保障を行う制度のため、給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

〔支給される期間〕

傷病手当金が支給される期間は、2022年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6ヵ月に変更されました。途中で出勤した期間は除かれて支給されます。

〔支給される傷病手当金の額〕

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額のだいたい3分の2です。

4. 海外で急な病気や怪我で治療を受けた時（海外療養費）

海外療養費制度は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気や怪我などによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。

(1) 給付の範囲

海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。療養（治療）を目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。日本で実施できない診療（治療）を行った場合でも、保険給付の対象とはなりません。

(2) 支給金額

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。

(3) 必要書類

治療の詳細な証明と領収書その他の多様な書類が必要です。

(4) 注意事項

海外で治療費の支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

《 診療時間 》

月曜～金曜（午前8時30分～11時30分、午後2時～5時10分）

土曜（午前8時30分～11時30分、午後2時～4時30分）

休診日 木曜、日曜、祝日、年末年始

- ・各種健康保険取扱機関
- ・生活保護指定機関
- ・介護保険取扱機関
- ・特定疾患取扱機関
- ・結核予防法指定機関
- ・自立支援医療機関
- ・身体障害者認定医
- ・各種健康診断
- ・小中台小学校校医
- ・栄養医学(分子整合医学)



（携帯サイトへ）